

国第二十二回
会議

参議院社会労働委員会会議録第二十八号

昭和三十年七月十九日(火曜日)午後一時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長	小林 英三君	法制定局側
理事		参事(第一部長) 中原 武夫君
委員		大蔵省主計局主計官 大村 筆雄君
常岡 常岡	武徳君	厚生省保険局國 厚生省保険局長 菅野 周光君
竹中 竹中	一郎君	民健保険課長 鮎島 眞男君
山下 山下	勝男君	
石原幹 石原幹	義信君	
樺原 樺原	市郎君	
谷口 谷口	弥三郎君	
横山 横山	フク君	
田村 田村	文吉君	
森田 森田	義衛君	
阿具根 阿具根	登君	
河合 河合	義一君	
相馬 相馬	助治君	
有馬 有馬	英二君	○委員長(小林英三君)　ただいまから
長谷部 長谷部	ひろ君	○委員会を開きます。
衆議院議員		最初に御報告をいたします。
政府委員		前回の委員会の決定に基きまして、あ
厚生政務次官	紅露	○優生保護法の一部を改正する法律案
厚生省公衆衛生局長	みつ君	(内閣提出)
厚生省医務局長	永山	○参考人の出頭に関する件
厚生省医務局次長	忠則君	
厚生省薬務局長	山口	
厚生省保険局長	正義君	
事務局側	高田	
事務局側	久下	
事務局側	勝次君	
事務局側	浩運君	
事務局側	仁巳君	
会専門委員		○委員長(小林英三君)　ただいまから
会専門委員		○委員会を開きます。
会専門委員		最初に御報告をいたします。
会専門委員		前回の委員会の決定に基きまして、あ
会専門委員		○優生保護法の一部を改正する法律案
会専門委員		(内閣提出)
会専門委員		○参考人の出頭に関する件
会専門委員		

法制定局側

参事(第一部長) 中原 武夫君

大蔵省主計局主計官 大村 筆雄君

厚生省保険局國 厚生省保険局長 菅野 周光君

民健保険課長 鮎島 真男君

説明員

大蔵省主計局主計官 大村 筆雄君

厚生省保険局國 厚生省保険局長 菅野 周光君

民健保険課長 鮎島 真男君

説明員

大蔵省主計局主計官 大村 筆雄君

厚生省保険局國 厚生省保険局長 菅野 周光君

民健保険課長 鮎島 真男君

説明員

大蔵省主計局主計官 大村 筆雄君

厚生省保険局國 厚生省保険局長 菅野 周光君

民健保険課長 鮎島 真男君

説明員

大蔵省主計局主計官 大村 筆雄君

厚生省保険局國 厚生省保険局長 菅野 周光君

民健保険課長 鮎島 真男君

説明員

大蔵省主計局主計官 大村 筆雄君

厚生省保険局國 厚生省保険局長 菅野 周光君

民健保険課長 鮎島 真男君

説明員

員長に御一任を願いたいと存じます
が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿具根登君 私、特別異議を申し上げるではございませんけれども、まああらゆる法案の場合に、こういう参考の方をお呼びすることはあります
いますが、九人というのは私は非常に多い数ではないかと思うのです。そうしますと、これが前例になりますと、今後の法案の審議に非常に泓は差しつけますと、これでいいのですが、十五多過ぎるように思います。それをちょうどお尋ねいたしたいと思いま

ればできなかつた理由が私によくわからない。これはたゞ業者の代表の方があるいは三人とか四人とかいうのならわかるけれども、九人というの

多過ぎるように思います。それをちょっとお尋ねいたしたいと思いま

す。

○委員長(小林英三君) 大体、呼びま

すのは、電気療法の研究者といたしまして、元横浜医科大学の講師の檜木一三

という学者です。それから今度は指圧

の研究者であります。元東京医科大学の教授藤井尚久といふ人、それから

あん摩、はり、きゅう、柔道整復師中

央審議会委員をしておりまして東大の

医学部の整形外科の三木威勇治といふ人、この人は学者側として、そのほか

医者の立場からしてこの問題をどう考

えるかということにつきまして、日本

医師会の会長の黒沢潤三さん、それから

医師会の会長の黒沢潤三さん、それから

医者の立場からしてこの問題をどう考

えるかということにつきまして、日本

医師会の会長の黒沢潤三さん、それから

医師会の会長の黒沢潤三さん、それから

医師会の会長の黒沢潤三さん、それから

医師会の会長の黒沢潤三さん、それから

から地方の京都のマッサージ師会長の関野さん、それから指圧の方の代表といたしまして、日本指圧協会長の浪越庄の会長をいたしております小高君、

この九人といふことにしたんですが、まあもし多過ぎるということであれ

ば、この委員会で御相談申し上げて、だれか減らしてもいいのですが、十五分ぐらいだから、大体まあ二時間半あつたらできるのではないかと思いま

して、午後ですから十分時間があると

思います。

○加藤武徳君 会期が短くなつての

今ですから、阿具根君の意見もわから

ないでもないですが、まあせつかり

理事会でおきめ願つたことですか御

了解を得て、理事会できめたようにな

つお進めを願いたい、かのように考えま

すがね。

○阿具根登君 了解。

○委員長(小林英三君) 次に、国民健

康保険法の一部を改正する法律案を議

題いたしました。

○委員長(小林英三君) 次に、国民健

康保険法の一部を改正する法律案を議

題いたしました。

○委員長(小林英三君) お答え申し上

りますが、この補助の予算が、精算

してみた結果、二割相当額を下回った

場合は、決算に基いてこれを精算す

ることに今後なるわけであります

が、普通のやり方でいえば、決算がで

きたまして、全日本鍼灸按摩

サージ師会々長の小守といふ人、それ

すと、三十一年度の予算を編成いたしました場合に、大体各省から大蔵省へ要求をお出しになりますのは八月末であります。今年は多少おくれると思いますが、それを政府部内において調整いたしまして、国会へ提出するのが大体一月の初めでございますが、その間、それまでの間に三十年度の決算見込みが果してどの程度できるかということになりますと、私どもで決算見込みがどうしてもほしいのは、九月か十月ごろ少くともほしいわけであります、今の五千余の団体から決算見込みをとつておりますと、昨日申し上げました通りに、非常に最近の統計的な資料は不備でございまして、またそれが全国的に集計されるのが非常に手間どっている状況でありまして、ほぼ数ヵ月は要するという状況でございまして、従いまして十月ごろまでに本年度見込みを集めるということは、非常にこれは無理でございまして、どうしても三十一年の早くて三月か四月にならざるを得ないんじゃないのか、かように考えております。しかもあまりラフな決算見込みを基礎にするということもいかがかと思われますので、しかも、もう少し統計書なんかはつきりするよ通しがつけば翌年度の当初予算に計上ができる。現に生活保護費のごときものについても、できるだけ便法はとつておるというお話をされましたので、できればわれわれもそういう措置をとつてもらいたいと思うのであります。

それからこのような例はほかにはないかという御質問でございますが、たとえば生活保護費なんかにつきましては、本年度予算におきましたか、前年度の赤字見込みを計上いたしてございますが、これは生活保護費などは、おおむね県の段階、それから市でやつております

ます場合に、大体各省から大蔵省へ要求をお出しになりますのは八月末であります。今年は多少おくれると思いますが、それを政府部内において調整いたしまして、国会へ提出するのが大体一月の初めでございますが、その間、それまでの間に三十年度の決算見込みが果してどの程度できるかということになりますと、私どもで決算見込みが

ますが、その年度に新しく事業を開始するもの等に対しても補助をやらなければならぬわけであります、それが大体今まで聞いておりますところによると、九月ころくらいで締め切ると月前後ころに大体のその年の補助を使いつりますが、そういうことになると、先ほど大蔵省からお話をあつたよう、非常にラフなものになるということがあります、そういうふうな交付の仕方をなさないし六ヵ月くらいの推計数字を含めた決算見込みといふことになりますと、先ほど大蔵省からお話をあつたよう、非常にラフなものになるといふことになりますので、これはちょっと実際問題としてむずかしいのではないかというふうな気もいたします。統計数字については、いろいろ従来まだ不備な点もございましたし、内容的にもあるいは出す時期等についても早く、あるいは半年前から本腰を入れて整備することができる。現に生活保護費のごときものについても、できるだけ便法はとつておるというお話をされましたので、できればわれわれもそういう措置をとつてもらいたいと思うのであります。

○説明員(音野周光君) 九月一日までに開始いたしました保険者に対する御趣旨のように持つていただきたい、かように考えております。

そこで厚生当局に対しても、國民健康保険事業に対する統計組織等をできるだけ早く整備して、予算要求等に関連するいろいろの資料が早くでき上るように努力をしていただきたいたい。それから大蔵当局に対しても、予算でその問題を解決していくよう正予算でその問題を解決していくよう、できるだけ便法はとつておるというお話をされましたので、できればわれわれもそういう措置をとつてもらいたいと思うのであります。

そこで厚生当局に対しても、國民健康保険事業に対する統計組織等をできるだけ早く整備して、予算要求等に関連するいろいろの資料が早くでき上るように努力をしていただきたいたい。それから大蔵当局に対しても、予算でその問題を解決していくよう正予算でその問題を解決していくよう

は、あるいはその面について数字的な整備をいたしまして、予算編成の途中においてそれを突っ込んでいくといふことになりますが、その関係もございまして、比較的決算見込みがつかみやすかったという点もございまして、十億程度前年度の赤字見込みが計上した例がございます。

○石原幹市郎君 これに関連して厚生当局にちょっと尋ねたいと思うのであります。従つてこの精算をいたします場合に決算の推計を出す、これが非常に早く行って二ヶ月あるいは三ヶ月後になるのではないかというふうに考えられます。従つてこの精算をとそのつど御相談の上でやつていったります。

○石原幹市郎君 大体わかりました。

そこで厚生当局に対しても、國民健康保険事業に対する統計組織等をできるだけ早く整備して、予算要求等に関連するいろいろの資料が早くでき上るように努力をしていただきたいたい。それから大蔵当局に対しても、予算でその問題を解決していくよう正予算でその問題を解決していくよう

は、あるいはその面について数字的な整備をいたしまして、予算編成の途中においてそれを突っ込んでいくといふことになりますが、その関係もございまして、比較的決算見込みがつかみやすかったという点もございまして、十億程度前年度の赤字見込みが計上した例がございます。

○説明員(音野周光君) 九月一日までに開始いたしました保険者に対する御趣旨のように持つていただきたい、かように考えております。

そこで厚生当局に対しても、國民健康保険事業に対する統計組織等をできるだけ早く整備して、予算要求等に関連するいろいろの資料が早くでき上るように努力をしていただきたいたい。それから大蔵当局に対しても、予算でその問題を解決していくよう正予算でその問題を解決していくよう

は、あるいはその面について数字的な整備をいたしまして、予算編成の途中においてそれを突っ込んでいくといふことになりますが、その関係もございまして、比較的決算見込みがつかみやすかったという点もございまして、十億程度前年度の赤字見込みが計上した例がございます。

○説明員(大村篤雄君) お答え申し上げます。おそらくもう御承知だと思いますが、念のために御説明申し上げますと、ただいま予算において組んでございまるのは、大体当該年度に見込まれます療養給付費の二割相当額を予算に交付金して計上してございま

す。ただそれを補助金として、助成交付金として国保の団体に支出する場合が、それはそれで交付をやっておる団体

の事情が違うものでございますから、

しかも今育成過程にあるものでございますから、その実情に応じて大体五つの基準を出してあるのでござりますが、その基準のもととなる実績を、これは厚生省でおとりになつております。それが出来ましたところで、年数回に分けて出すようにしておりますが、実はその実績の数字の確定を待つておりますとおくれるという点もございますのですから、場合によりましては、その前におよその見込みをして概算交付というようなこともやつております。

○山下義信君 わかりました。ですかいろいろな諸条件があるから、一律にいわゆるいかぬから、結局概算交付といふのですか、そういうやり方があるわけですね。建前はいろいろ、ずっとあとに払っていくということよりほかに大体の原則としてはないわけですね。概算交付というやり方をしておるので、わざいました。

○田村文吉君 関連した問題で伺いたいのですが、大体今の御説明はわかったのであります。法律の上で二割を下さるというようなことできめておる例はまだ他にたくさんございまが、こぎたるということを言うものは理由があるので、下らざるといつたのであります。ふえる場合における法規は、大蔵大臣の意向次第によつては、「〇〇%やつてもいいし、「一五〇%やつてもいいのだ、こういうことにも解釈ができるのですね。ことに国民健康保険はまだ全国に全部が適用されているわけではないので、これから非常にふえるのです。ふえる場合をお作りになることは、これはたくさん例があるので、ほかに。ちょっとと私主計官に伺いたい。

○説明員(大村篠雄君) お答え申上します。私もその實聞にして、ほかにござります。その例は実は承知いたしてい

ういうような例は実は承知いたしていきません。これまでは一割五分というところにしてあるというのですが、今まで普通組合、特別組合などござ

他の御質問によつて大体わかったたですが、この点を一つはつきりしておきたいと思います。国民健康保険の中には普通組合、特別組合などござ

ます。ですが、特別組合の方もやはり同じよう二割の国庫補助があるようになつてゐる所以あります。

○政府委員(久下勝次君) 特別組合につきましても、同じく国民健康保険法に基きまして設立されておりますものでありますから、建前としては助成交

付金の対象――つまりこの法律ができるれば補助の対象になると考えております。ただししながら、実際の問題と

しては特別組合にもいろいろな形態な

り、内容を持つていてもございま

す。おしなべて、特定の事業に関係し

ているものだけが、このことが建前に

なつてゐる関係もございまして、保険

料の徴収その他にも、一般の市町村の

場合と比較いたしまして有利な条件に

あるものが多いためござります。さ

ういう意味合いでございまして、同じ

うう基礎でやりますけれども、頭打

ちを一割五分、最高額一割五分程度に

申しますが、これはまたこの法律に基づく

議論をされたのでござりますが、義

務設置をするということについては今

度は、先刻もお話をあるように、十分

か。また同時に予算を出します場合に

うふうに考えていいのでございま

す。これがため、その結果に即応し

もって指導しよう、その結果に即応し

か、その点について。

○谷口弥三郎君 ただいまのお話を聞

きましたと、これまでは一割五分とい

ううのところにしてあるというのですが、今

ころにしてあるというのですが、今

度は、二割を下らざるものとするというので

あれば、特別組合の方もやはりそい

うふうに考えていいのでございま

す。これふうに考えていいのでございま

す。その普及率は五九・二%でござ

い。

としては、さようなことでやつております。

○谷口弥三郎君 ただいまのお話を聞

きましたと、これまでは一割五分とい

ううのところにしてあるというのですが、今

度は、二割を下らざるものとするというので

あれば、特別組合の方もやはりそい

うふうに考えていいのでございま

す。これふうに考えていいのでございま

す。その普及率は五九・二%でござ

い。

ます。私が、この点を一つはつきりしておきたいと思います。国民健康保険の中には普通組合、特別組合などござ

い。

ても、全国都市数の五七%が昭和三十一年四月現在において事業をいたしております。年月の間に就業をいたしておりますが、それはさようなことでございます。全体としてはさようなことでございますが、各都道府県別の普及率が非常にまちまちでございまして、普及の程度の高い所は、山形県の九七・五%、滋賀県の九五・九%、埼玉県の九五・五%というように、ほとんど一〇〇%に近い普及を遂げておる所もありますし、これを比較いたしまして、奈良県のごときは一八・七%の普及にすぎず、高知県がその次で二六・七%というような非常に普及率の低い所もあるわけでございます。全体といたしまして約六〇%がその度に申上げますと、各都道府県別に申上げますと、二割に満たないような普及率の所もあるようなわけでございます。そこで私もといたしましては、今永山先生から御説明がありましたとの結果において同じような基本方針をとつておきまして、法律によつて強制設置をとつておきまして、今日のこの段階において、法律によつて強制設置をめられました補助金は五つの基準によつて出されるということがはつきりおきまして、大体この法案にきらむのであります。私がこの段階にめられました補助金は五つの基準によつて出されるといふことがはつきりしたのでございますが、その基準を適用いたしました資料は、各組合の御報告になりました報告書に基いてなさるところでは君どうしてうそを言うのか、それでは君どうしてうそを言うのかと言いましたところが、ああいふことにかかわらず、その民生部長が帰りますと、私は、あれはうそであります。それでは君どうしてうそを言うのか、それでは君どうしてうそを言うのか、と聞いたのでござります。こういうことが各組合に全部起つているとは私は申し上げないのでござりますが、少くともが国の組合の一部分においで、遺憾ながらこういう現実の姿があるといつますと、各組合のそういう御報告だけによつて、これらの補助金が今の当局のお示しになる基準にて精算をするのです。だから現のところといつます。ただ現在のことといたしまして決算を見た結果、さきに概算払いで払ったものが不適当でありますから、当然現在返還を命じておるわけでもあります。ただ現在のところといたしましては、そういうものもございませんで、あらかじめ概算払いをいたします際に、精算した結果過払になつたものだけは返納を命ぜるということを明確に条件づけてやつておるわけであります。

○**柳原事君** お手元に出ておりますこれらの資料を出させるわけで、それによってそれが概算決定をいたすわけであります。大体予算が決定をいたしましたならば、早速全國に例年通牒を出しまして、そして申請の様式を示して交付条件の判断をするに必要な材料を出し、それをのうえに、市町村民の十分な理解の上に仕事を発足いたしませんと、なかなかそれから再開しつつあるという現状でございます。こういう仕事の性質上、やはり市町村民の十分な理解の上に仕事を発足いたしませんと、なかなかそれから先の事業の運営もうまいかないのでないかというような考え方にも加味い

たしまして、ただいまのところとしてのは、今申し上げたような全体としての普及の状況にありますので、私どもと

しても、全国的に通牒を出しまして、三年ないし五年計画で全県下に一応普及を立たさせてしまして、それに基いて現在強力な指導をさせておるような次第でござります。おそらく相手まで行けばもう全国的に強制設置を命令しても差しつかえないだろうという判断ができる時期が参りますれば、その時こそ、今永山先生のおっしゃったような強制設置をするような時期であるうと考えております。私どもの判断としましては、ただいまのところ、法律をもつて強制をするのは少し早過ぎるのではないかというような判断で指導をするではないかというような実情でござります。この点は昨日来申し上げておりますように、漸次、関係者の不

注意なり、未熟等もあろうと思いますので、その点に指導を加えて参りたいと考えております。

○**柳原事君** 私は一年前にある県を訪ねたことがあります。私はあるとおぼつかない組合の報告書を組合当局がなさったこと

がござります。ところがその民生部長の前では非常に運営がうまく行つて、各国民健康保険組合を回つたことがござります。ところがその民生部長が誰が帰りますと、私は、あれはうそであります。それでは君どうしてうそを言うのか、それでは君どうしてうそを言うのか、と聞いたのでござります。こういうこと

と申上げないのでござりますが、少くとも我が国の組合の一部分において、遺憾ながらこういう現実の姿があるといつますと、各組合のそういう御報告だけによつて、これらの補助金が今の当局のお示しになる基準にて精算をする建前にしておきます。

○**政府委員(久下勝次君)** お話の通りでござります。大体予算が決定をいたしましたならば、早速全國に例年通牒を出しまして、そして申請の様式を示して交付条件の判断をするに必要な材

料を出させるわけで、それによってそれが概算決定をいたすわけであります。大半が事業休止になつて、ただいまそれを再開しつつあるという現状でござります。こういう仕事の性質上、やはり市町村民の十分な理解の上に仕事を発足いたしませんと、なかなかそれから

れるですか。

○**政府委員(久下勝次君)** 全体的に申

し上げますと、遺憾ながらはなはだ正しくないものが相当ございまして、私どもの方も手元では正をできるものはいたしますけれども、それができずについで、私はこれらの組合に補助金を出すということには非常に賛成をしたいたしますが、こういうことについても、その点に指導を加えて参りたいと考えております。

○**政府委員(久下勝次君)** 先ほど申し上げました通り、はなはだ遺憾ながら補助金をたくさん取ろうとして基礎的な数字をごまかしてくる組合があり、また無意識に推定をして計算の間違い等をして出して参るもの中にはございません。そういう保険者が一部分にあることは否定できないのでございま

す。この点につきましては、いずれにいたしましても、先ほど大蔵省からの御説明がありましたように、補助金

を、財政事情も考えまして、できるだけ早期に概算払いをする建前をとつておますが、必ずこれは決算を見まし

ります。その際には、必ずこれは決算を見ます。その際には、必ずこれは決算を見ます。そのため、組合が行ぐべきことについて、私どもは反対せざるを得ないのでございま

す。この法律が行われますならば、どう

れらの補助金が行くと、どう

いのでございましょうか。その点を承わりた

うのでございましょうか。その点は承りますが、この組合に

その法律が出来ませんが、当局は、こ

れらの組合の報告については厳正なる

調査を願つて各種補助金をお出し願

いのであります。

○**柳原事君** 先ほどから御当局のお

話によりまして、大体この法案にき

められました補助金は五つの基準によつて出されるといふことがはつきり

おきましたところが、ああいふこと

と申上げないのでござりますが、その点をお聞きいたしましたのであります。

○**政府委員(久下勝次君)** お話の通りでござります。大体予算が決定をいたしましたならば、早速全國に例年通牒を出しまして、そして申請の様式を示して交付条件の判断をするに必要な材

料を出させるわけで、それによってそれが概算決定をいたすわけであります。大半が事業休止になつて、ただいまそれを再開しつつあるという現状でござりますが、いろいろ内外の財政事情等過去におきまして、国民健康保険が戦争中に非常に急速度の普及をいたしましたが、いろいろ内外の財政事情等から御説明がありましたが、同時に、各都道府県別に申し上げますと、各組合の基準をめぐるところが、ああいふこと

ついて、いかなる処置をおとりになる

か。ただその補助金を返せばいいとい

うだけでありますか。それともどうい

う嚴格なる罰則と申しますが、そういうものがどういうことで制裁が加えら

れるのでございましょうか。その点はすでに会計検査院の検査報告にも相当

の件数が指摘されておるような実情でござります。この点は昨日来申し上げてありますように、漸次、関係者の不

意注意なり、未熟等もあろうと思ひますので、その点に指導を加えて参りたいと考えております。

○**政府委員(久下勝次君)** 先ほど申し上げました通り、はなはだ遺憾ながら補助金をたくさん取ろうとして基礎的な数字をごまかしてくる組合があり、

また無意識に推定をして計算の間違い等をして出して参るもの中にはございません。そういう保険者が一部分にあります。その際には、必ずこれは決算を見ます。そのため、組合が行ぐべきことについて、私どもは反対せざるを得ないのでございま

す。この法律が行われますならば、どう

れらの補助金が行くと、どう

いのでございましょうか。その点を承わりた

うのでございましょうか。その点は承りますが、この組合に

その法律が出来ませんが、当局は、こ

れらの組合の報告については厳正なる

調査を願つて各種補助金をお出し願

いのであります。

○**柳原事君** 先ほどから御当局のお

話によりまして、大体この法案にき

められました補助金は五つの基準によつて出されるといふことがはつきり

おきましたところが、ああいふこと

と申上げないのでござりますが、その点をお聞きいたしましたのであります。

○**柳原事君** お手元に出しておりますこれらの資料を出させるわけで、それによつてそれが概算決定をいたすわけであります。

がどのように聞いております。

○**柳原事君** この点は今当局がお話しになりましたように、補助金等の適正化に関する法律が別に考えられておるのではございませんが、少くともそうした法律が出ませんでも、当局は、この法律が出来ません。そこで、この法律が出来ませんでも、当局は、この法律が出来ませんでも、当局は、この法律が出来ませんでも、当局は、この法律が出来ませんでも、当局は、この法律が出来ませんでも、当局は、この法律が出来ませんでも、当局は、この法律が出来ませんでも、

これがございましょうか。その点を承わりた

うのでございましょうか。その点を承わりた

なかなかたか。しかもその二割といふ数字は、大体厚生当局の方でも二割の見込みであり、大蔵当局も二割といふ計算で予算を組んでいる、こう言つていられるのでありますから、なぜはつきりと二割という数字をお打ち出しならなかつたか、これをちょっと提案者に聞きたい。

○衆議院議員(永山忠則君) 厚生当局と御相談申し上げまして政府の議務負担にいたしましたので、いわゆる予算の範囲内の二割以内の補助というような旧來の考え方でなしに、二割を下ることを得ずということにいたしてございまして二割ということになつております。

○田村文吉君 厚生当局と御相談なことも私はあまりよく知らないのでございませんが、ほかには例を聞いてない。そ

うすると一体大臣の手加減で四割にでもしようが、五割にでもしようが、六割にしようが、予算だけ盛つておけばいいのだということで手加減が自由勝手にできるというようなことは、非常に財政的に危険な考え方ではあります。なぜそういうことを押しておけばならない根本的にはつきりしないと思うのですが、今の数字の上で一文切れても下つたのだからやにならなければならぬ理由があつたのか。もしあなたが、提

案者の方でおわかりにならなければ、厚生当局と御相談になつたというのであります。なぜそういうことを押しておけばならない根本的にはつきりしないと思うのですが、今の数字の上で一文切れても下つたのだからやにならなければならぬ理由があつたのか。もしあなたが、提

同一の業務でございますが、それに従事しておりますものののみをもって組織をする建前でございます。いろいろ業態が違ひ、従つて生活の条件等が違う者が、ただそこに住んでいるということだけで一緒に扱われます市町村の行う国民健康保険の場合とは、だいぶん趣きを異にしておりまして、従つて、相互の結びつきも緊密でありましょうし、それに伴つて保険料の徴収等の便宜につきましても、あるいは被保険者の協力の面におきまして、一般的の普通組合とはよほど違つた事情が考えられます。そういうふうに、一般的に好条件にありますと考えられますから、そういうところにそういう一般会計から出します補助金を出します場合には、一般の地域保険ということを本来の建前としております国民健康保険、それに例外的にそういうもののない特別組合との関係につきましては、そこに何らかの差等を設けて然るべきじゃないかといふことが第一義的な考え方であります。具体的には、今申し上げた、実質上国民健康保険の經營上の実態において端的に差が認められると思うのであります。そういう意味であるからあります。

○委員長(小林英三君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始めます。

○山下義信君 提案者伺いますが、今問題になっておる二割を下さるということは、二割としておいたならば、今まで二割の補助に当らぬということは、だんだんと医療費が増高して

事しておられますもののみをもって組織される建前でございます。いろいろ業態が違ひ、従つて生活の条件等が違う者が、ただそこに住んでいるということが、一緒に扱われます市町村の行う国民健康保険の場合とは、だいぶん趣きを異にしておりまして、従つて、相互の結びつきも緊密でありましょうし、それに伴つて保険料の徴収等の便宜につきましても、あるいは被保険者の協力の面におきまして、一般的の普通組合とはよほど違つた事情が考えられます。そういうふうに、一般的に好条件にありますと考えられますから、そういうところにそういう一般会計から出します補助金を出します場合には、一般の地域保険ということを本来の建前としております国民健康保険、それに例外的にそういうもののない特別組合との関係につきましては、そこに何らかの差等を設けて然るべきじゃないかといふことが第一義的な考え方であります。具体的には、今申し上げた、実質上国民健康保険の經營上の実態において端的に差が認められると思うのであります。そういう意味であるからあります。

○委員長(小林英三君) ちょっと速記をとめておるから二割を下さるというこ

とを言う。今まで二割ということを言っておっても、医療費が意外に予算以上に増高する。当てるに見ると、一割とか一割五分にしか当らぬ。今度の払い方は一年のうちに払つても二年のうちに払つても、二割に相当する割合ではない。だからそれを払わざるを得ない。だから交付の方法をどうする、あるいは条件をどうするということでは、二割を下すことはできぬという強調であります。これはあと払いの性質を持つておるからそれをお支払いをしなければならない。概算払いというのではなく、この補助金の本来のやり方はどうだといふことになれば、前払いではなく、この法律のやり方はどうだといふことになります。

○委員長(小林英三君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始めます。

○山下義信君 提案者伺いますが、今問題になっておる二割を下さるとなるように、足らなければ継ぎ足して、二割を下さるということは、あともう一度やるんでしよう。そういうことで入れたんだでしょう。そういうことで

ならぬそうだから、その点を聞いておきますが、正直のところを答えて下さい。

○衆議院議員(永山忠則君) 実は今日本会議で戦犯認定決議案の説明を私がやることになつておりますので、途中でやむを得ずほかの委員にかわらして話し得ませんことを御了承願いたいと思います。ただいまの山下先生のお話通りでございます。加うる

としても二割になるように、あとからでも出して払わなければならぬというふうを予想して書いておる。二割の定義

だとか、言葉の意義とかということ

でなくして、予算の執行上、あとからでも払い得られるよう提案者は考えておるから二割を下さるということを言う。今まで二割といふことを書いておっても、医療費が意外に予算以上に増高する。当てるに見ると、一割とか一割五分にしか當らぬ。今度の払い方は一年のうちに払つても二年のうちに払つても、二割に相当する割合ではない。だからそれを払わざるを得ない。だから交付の方法をどうする、あるいは条件をどうするということでは、二割を下すことはできぬという強調であります。これはあと払いの性質を持つておるからそれをお支払いをしなければならない。概算払いというのではなく、この法律のやり方はどうだといふことになれば、前払いではなく、この法律のやり方はどうだといふことになります。

○委員長(小林英三君) ちょっと速記をとめて

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記をつけて

○衆議院法制局参考(鮫島篤男君) これまで社会保障政策を確立する上においておいては、公費負担は国が三割、府県が一割、市町村が一割――五割負担というこれまで持つていて府県及び市町村はこれを平衡交付金の対象にするところまで持つて、五割の公費負担へ持つて、初めて全国にこれが普遍化することができる。しかし十分の二に限られたということがありますと、結局この十分の二以上といふこととある。しかしながら二割を下さず、さらに多く出してもらおうといふならばより以上いいことになるから、二割を下すことはできぬという強調であります。ただこので申し上げますのは、二割を下すことはできぬといふ文句で要望しようということです。

○衆議院議員(永山忠則君) 速記をつけて

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記をつけて

○委員長(小林英三君) 速記をとめて

○山下義信君 提案者伺いますが、今問題になっておる二割を下さるとなるように、足らなければ継ぎ足して、二割を下さるということは、あともう一度やるんでしよう。そういうことで入れたんだでしょう。そういうことで

二割と書かないで、十分の二を下らな

いものとすと、わざわざ書いた気持で

すね、つまり大蔵省、財政当局を素制するためにはこの法律はできたのであるとか、その書いた気持をもう一回一つ話しておいてもらいたい。

○加藤武櫻君 本案に対しましての討論は省略いたしまして、直ちに採決に入られんことの動議を提出いたしました。

竹中 勝男 石原幹市郎

うでござります。

○竹中勝男君 その受胎調節の薬とい
うものは、効果が確実なものなのですか。
それから幾種類くらいあります。

○衆議院法制局参考(岐島寅男君) これは結局予算の範囲内において負担するというのと同じ意味でございまして、ただその場合に、予算の範囲内に

○委員長(小林英三君) ただいま加藤君から、討論を省略して直ちに採決に入るという動議が出ました。御異議ございませんか。

法の一部を改正する法律案を議題といたします。
ちょっとと速記をとめて。

○竹中勝男君 資料がここに来ておりましても、質疑を行います。
〔委員長退席、理事 加藤武徳君 着席〕

おいてそれでは十分の一でもよいのか
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（小林英三君）速記を始めて

ますが、この資料の目的に書いてある

○委員長（小林英三君）　御
ものと認めます。それでは、
險法の一部を改正する法律案
して、ただいまより採決し、
本案を原案の通り可決する
の諸君の挙手を願います。

異議はない
下さる。
○加藤武徳君　ただいま提案されてい
るあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道
整復師法の一部を改正する法律案であ
りますが、早く審議を進めまして議
了いたしていただきたい、かよろしく思
案につきま
ことに賛成
たします。

のかもしませんけれども、お尋ねいたしましたが、助産婦が薬剤を使用していくといふこの改正に対する一般の世論といいますか、国民の意見を徵されましたですか。すなわち妊娠産婦の意見といふものをお聞きになりましたでしょ
うか、その点。

ども、しかし法の趣旨は、かえってこの十分の二を下らざると申しました点は、予算の範囲内においてという意味もこれで十分現わしているつもりでございます。それから従来の法令には、こういふ予算関係に書きまして、予算の内容、議長に提出する報告書の作成

考人を呼びまして意見を聴取する、か
ような予定にもなっておるのでござい
ますし、今日直ちに結論を出すという
ことも困難かと、かように考えるわけ
でございまするが、本日は質疑者がま
だない、ようでありますので、じんばん

○谷口弥三郎君 助産婦から薬をもひいたいといふのは、これは受胎調節の指導を受けた婦人が特に申し出でることでありますて、受胎調節の実地指導をいたしますと、その婦人によ

の範囲内において何割以内、何割以上と、そういう規定があったように思いますが、ここでもやはり予算の範囲内においてという意味でございまして、ただ最小限度十分の二は必

○委員長（小林英三君） 御異議ないも
その他の手續等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存しますが、
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

時間を過ぎるのもいかがかと考えますので、幸い優生保護法の一部を改正する法律案の提案者もお見えのようですが、ございますから、委員長は優生保護法の一部を改正する法律案を議題に供し

す國で負担するのだという意味でござります。
○委員長(小林英三君) 本案について、他に御発言もないようございま
すが、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

それから、報告書には多数意見者の置名を付することになつておりますから、本案を可とせられました諸君の御署名を願います。

多數意見者署名

○委員長（小林英三君）　ただいま加藤
君よりお聞きの通りの動議が出たので
ありますが、あん摩師、はり師、きゅ
う師及び柔道整復師法の一部を改正す
るに付ての動議を提出いたします。
（「賛成」と呼ぶ者あり）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（小林英三君） 御異議はない
と認めます。それでは討論に入ります。
す。
御意見のおありの方は賛否を明らか
にしあ述べを願いたいと思います。

加藤 武徳 河合 義一
阿見根 登 横山 フク 谷口 弥三郎
榎原 亨 森田 義衛 森谷 部ひろ
有馬 英二
當岡 一郎
相馬 助治
山下 義信

○ 委員長(小林英三君) 御異議ないよ
「異議なし」と呼ぶ者あり
る法律案の本日の質疑はこの程度にいたしまして、優生保護法の一部を改正する法律案を議題とすることに御異議ございませんか。

うでござります。

は、非常に成績が違います。慶應大学などでサンシーを使用した例から申しますと、大方九十何パーセントという効果が上つておるのであります。ところでは三〇%くらいしか効果がないなどと申しておるのであります。これは一に使用法の考え方、あるいは使い方にも非常に関係しますから、ぜひとも指導員にそれらをやらしたいというふうなわけであります。

それから金額につきましては、まあかなりの一十個あるいは十五個が百円くらいいたしますので、かなりの金額になつております。従つて私どもおいたしましては、ぜひ生活保護法の適用者とか、あるいはボーダー・ラインの方には、国が無料で、あるいは低額でやらなければいかぬということをしきりに言つております。それから各工場もわれわれの申しておりました五分の一千二百万円くらいの金額を出しまして、少しまあ無料でやるようになります。それから各工場などにおきましては、工場ではかなり工場の方が御研究していただき、安くやらせるようになつておりますから、次第に使用範囲も広くなると思っております。

○相馬助治君 この現在は助産婦の方が用具の購入の取次販売は可能であつて、薬剤の販売取次が不可能であるといふふうになつて、その薬剤と用具との関係が、実際問題として、用具と薬剤とを併用しなければならないというような指導をしている場合などには、その薬剤と用具との関係が、実際問題としてはどういうふうに取り扱われておるのですか。○谷口弥三郎君 用具はこれは今まででも指導員でありましようと、あるいは他の者でも、容易に買うことができるのですが、薬品の方は、それはなかなか買つても、それは販売することができるなかつたなどと申しておるのであります。されば、それは、たとえばスポーツジでありますとか、あるいはペッサリーといたしますのに、たとえばスポーツジでありますと、それだけ用いたのではなく、ぜひとも指導員にそれらをやらしたいというふうなわけであります。

○相馬助治君 金額につきましては、まあかなりの金額になつております。従つて私どもおいたしましては、ぜひ生活保護法の適用者とか、あるいはボーダー・ラインの方には、国が無料で、あるいは低額でやらなければいかぬことをしきりに言つております。それから各工場もわれわれの申しておりました五分の一千二百万円くらいの金額を出しまして、少しまあ無料でやるようになります。それから各工場などにおきましては、工場ではかなり工場の方方が御研究していただき、安くやらせるようになつておりますから、次第に使用範囲も広くなると思っております。

○相馬助治君 そこで現実に、ある種の薬剤は現行法でも取扱いが可能なのがあります。現実に薬務局長の緩和通牒といふのがありますね。

○谷口弥三郎君 実は三年ほど前に、優生保護法の一部を改正をいたしました。そこで現実に、ある種の薬剤は現行法でも取扱いが可能なのがあります。○竹中勝男君 薬務局関係の方見えられましたか。

○森田義衛君 じゅうとうでよくわかりませんが、現在の受胎調節の指導員がお待ち下さい。

○竹中勝男君 じゃ來られてから…。

○森田義衛君 じゅうとうでよくわかりませんが、現在の受胎調節の指導員がお待ち下さい。

○竹中勝男君 じゃ來られてから…。

○森田義衛君 じゅうとうでよくわかりませんが、現在の受胎調節の指導員がお待ち下さい。

○森田義衛君 じゅうとうでよくわかりませんが、現在の受胎調節の指導員がお待ち下さい。

○竹中勝男君 じゅうとうでよくわかりませんが、現在の受胎調節の指導員がお待ち下さい。

○森田義衛君 じゅうとうでよくわかりませんが、現在の受胎調節の指導員がお待ち下さい。

○竹中勝男君 じゅうとうでよくわかりませんが、現在の受胎調節の指導員がお待ち下さい。

○森田義衛君 じゅうとうでよくわかりませんが、現在の受胎調節の指導員がお待ち下さい。

○竹中勝男君 じゅうとうでよくわかりませんが、現在の受胎調節の指導員がお待ち下さい。

○相馬助治君 金額につきましては、まあかなりの金額になつております。従つて私どもおいたしましては、ぜひ生活保護法の適用者とか、あるいはボーダー・ラインの方には、国が無料で、あるいは低額でやらなければいかぬことをしきりに言つております。それから各工場もわれわれの申しておりました五分の一千二百万円くらいの金額を出しまして、少しまあ無料でやるようになります。それから各工場などにおきましては、工場ではかなり工場の方方が御研究していただき、安くやらせるようになつておりますから、次第に使用範囲も広くなると思っております。

○相馬助治君 ちよつと速記をとめて下さい。

○相馬助治君 ちよつと速記をとめて下さい。

○相馬助治君 どういう場合は販売になりますか。森田委員の質問に連関してお尋ねしたいのですが、その避妊薬を希望するところの薬をすぐその人々に販売する目的を容易に達成するとの改定を考へましたわけであります。

○相馬助治君 こういう場合は販売になりますか。森田委員の質問に連関してお尋ねしたいのですが、その避妊薬を希望するところの薬をすぐその人々に販売する目的を容易に達成するとの改定を考へましたわけであります。

○相馬助治君 こういう場合は販売になりますか。森田委員の質問に連関してお尋ねしたいのですが、その避妊薬を希望するところの薬をすぐその人々に販売する目的を容易に達成するとの改定を考へましたわけであります。

○相馬助治君 こういう場合は販売になりますか。森田委員の質問に連関してお尋ねしたいのですが、その避妊薬を希望するところの薬をすぐその人々に販売する目的を容易に達成するとの改定を考へましたわけであります。

○相馬助治君 こういう場合は販売になりますか。森田委員の質問に連関してお尋ねしたいのですが、その避妊薬を希望するところの薬をすぐその人々に販売する目的を容易に達成するとの改定を考へましたわけであります。

指導を受けた者が使いたい避妊薬を業局あるいは薬店等に買に行くには非常に工合が悪い、従って受胎調節の指導員を通じてこれが買えるような方法がとれないものであるかというふうないいろいろ御質問なり御要望なりが先般の国会でございましたので、昨年のたしか五月であったかと存じまするが、通牒を出しまして、受胎調節指導員、ことに助産婦等が避妊薬を販売業者とそれから指導を受ける人との間に立つて売買を、購入のあっせん、取次をいたすことは差しつかえない、こういうふうな趣旨の通牒を出したのでござります。これは医薬品の取次、あっせんということを一般的に認めますると、もうぐりの業者が出て参りまするおそれが多くにござりますので、一般的にはこれが認めておらないのでござりまするが、受胎調節指導員の場合におきましては、さようなもぐりの業者になるおそれはないという善意の推定をいたしまして、それは販売業を當むわけではなくて、取次、あっせんをするのであるから差しつかえないというふうな趣旨の、まあさようなる意味をもつた通牒でございます。従いましてその範囲のことにおきましては、現在の取り扱いにつつありますし、薬剤士といふものにおきましても許されているわけでござります。ただ先般來、この通牒が十分地方に徹底しておらないといふうな御指摘があつたのでござりまするが、もしさようなることであれば、私どもいたしましては、その徹底をばかりたい、かように考えておるのでござります。せつかく諸先生方が御提出になりました本案につきまして、大へん恐縮な言い分でござりまするけれども、さようなわけ合いでござる

導員であるから、登録も何もとらないで、医薬品の販売を法律上認めるといふうな、現在の法律の大勢を根本から優生保護の目的を達することはよくらくつかえないので、何とか現在の法の範囲内におきまして、実際上の扱いにおいて、御趣旨のようなことが達成されないものであろうか。私どもはまさかから御審議の御参考までに申し述べた次第でございます。

○竹中勝男君 その点だけを私どもはおきましておるわけなんですが、結果においては、助産婦が薬剤を持つて直接に指導を受けるところの業者に渡すということによって人工調節の目的が達せられる、貧困の防止ができます。この点については効果を私どもは認めておるわけなんです。効果がある限りにしておるわけれども、ただ現在の法律で、薬事法によつて薬剤士が薬剤を取り扱うという、この原則が根本からずれると、いうことが非常に危惧されるから差しつかえないといふうな趣旨の、まあさようなる意味をもつた通牒でございます。従いましてその範囲の薬分業という考え方にはつきりしてきることにおきましては、現在の取り扱いにおいては、今言われたこ

うと、さようなる効果をもつた通牒の範囲内に立つてものを考えたのでござります。この次第でござります。

○竹中勝男君 その点だけを私どもはおきましておるわけなんですが、結果においては、助産婦が薬剤を持つて直接に指導を受けるところの業者に渡すということによって人工調節の目的が達せられる、貧困の防止ができます。この点については効果を私どもは認めておるわけなんです。効果がある限りにしておるわけれども、ただ現在の法律で、薬事法によつて薬剤士が薬剤を取り扱うという、この原則が根本からずれると、いうことが非常に危惧されるから差しつかえないといふうな趣旨の、まあさようなる意味をもつた通牒でございます。従いましてその範囲の薬分業という考え方にはつきりしてきることにおきましては、現在の取り扱いにおいては、今言われたこ

うと、さようなる効果をもつた通牒の範囲内に立つてものと考えたのでござります。この次第でござります。

○竹中勝男君 その点だけを私どもはおきましておるわけなんですが、結果においては、助産婦が薬剤を持つて直接に指導を受けるところの業者に渡すということによって人工調節の目的が達せられる、貧困の防止ができます。この点については効果を私どもは認めておるわけなんです。効果がある限りにしておるわけれども、ただ現在の法律で、薬事法によつて薬剤士が薬剤を取り扱うという、この原則が根本からずれると、いうことが非常に危惧されるから差しつかえないといふうな趣旨の、まあさようなる意味をもつた通牒でございます。従いましてその範囲の薬分業という考え方にはつきりしてきることにおきましては、現在の取り扱いにおいては、今言われたこ

うと、さようなる効果をもつた通牒の範囲内に立つてものと考えたのでござります。この次第でござります。

○竹中勝男君 その点だけを私どもはおきましておるわけなんですが、結果においては、助産婦が薬剤を持つて直接に指導を受けるところの業者に渡す

それからなお指導員がやりますのは、もっぱら薬剤の販売を営業としておるわけではございませず、ただ単に実地指導の補助としてやつておる程度のものでございますので、その配置販売業者とか何とかというものに対しましては、比重もよほど違うというようなふうに考えておるのであります。

○理事(加藤武徳君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】
○理事(加藤武徳君) 速記を起して下さい。

本案に対する本日の質疑はこの程度にいたしまして、残りは次回以後にいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

本日は、これにて散会いたします。
午後四時三十三分散会

七月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月三十日)

一、理容師美容師法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月十六日)

七月十八日左の議案は撤回され
た。

一、日雇労働者健康保険法の一部を改
正する法律案(衆)

昭和三十年七月二十三日印刷

昭和三十年七月二十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局